型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N—1200	騒音防止装置　日野　01—J08E—07	日野　LDG—FT8J　＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊒N—1201	騒音防止装置　日野　01—J05E—04	日野　SJG—FC9J　＊AQ	〃
㊒N—1202	騒音防止装置　日野　01—J05E—05	日野　SJG—FC9J　＊AH	〃
㊒G—2339	一酸化炭素等発散防止装置　日野　J05E—TUA	日野　SJG—FC9J　＊＊＊	〃

○国土交通省告示第千百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43—58R—020025	突入防止装置　ShinMaywa　RB　S—00001	新明和工業株式会社　兵庫県宝塚市新明和町１—１
E43—58R—020026	突入防止装置　ShinMaywa　RB　F—00001	〃

○国土交通省告示第千百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年九月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2341	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DAAL15A21	ホンダ　DAA—GP3	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒GS—1020	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　4HK1XDMA	吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：20.0kPa、吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：18.0kPa	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第千百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2342	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA—VR38—10R35B	ニッサン　DBA—＊＊R35	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第千百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年十一月十四日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2350	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　SKG—ZD30—９F24A	ニッサン　SKG—＊Z＊F24、UDトラックス　SKG—U＊Z＊F24、いすゞ　SKG—A＊Z＊F24	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒G—2351	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　SDG—ZD30—９F24A	ニッサン　SDG—＊Z＊F24、UDトラックス　SDG—U＊Z＊F24、いすゞ　SDG—A＊Z＊F24	〃

○関東地方整備局告示第四百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十四日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	茨城県猿島郡五霞町大字幸主字幸館三〇一番地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宮国地方整備事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十四日

○関東地方整備局告示第四百十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十四日　関東地方整備局長　下保　修

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　㈱西原ネオ　取締役社長　久木原　徹
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３—５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９号　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー㈱ 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
３—11—H—008(08)—１	ネオ浄化そう　NCW—A３型